

小金井市戦争体験者登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、戦争体験者が高齢となり、戦争の悲惨さを語り継ぐことが難しくなっていることに鑑み、戦争の記憶を風化させないためにも、戦争体験者を戦争体験の語り部として登録することにより、その人材の把握に努め、市の平和事業の推進に活用することを目的とする。

(募集)

第2条 戦争体験者の募集は、市報、小金井市ホームページ等において実施する。

(申込み)

第3条 登録を希望する者は、小金井市戦争体験者登録用紙(様式)に必要事項を記入し、戦争体験談(任意様式)を添えて、提出するものとする。

(登録内容)

第4条 登録する内容は、氏名、住所、生年月日、電話番号、戦争体験の概要とする。

(登録要件)

第5条 登録要件は、次の各号のいずれも満たす者とする。

- (1) 戦争体験のある市民
- (2) 戦争の悲惨さ又は平和の尊さを後世に伝える意欲のある者
- (3) 営利、政治活動又は宗教活動を目的としない者

(活用方法)

第6条 登録された戦争体験者は、小金井平和の日記念行事を始め、小金井市(以下「市」という。)の平和推進事業において、講演等を行う。

- 2 前項に規定する講演内容等については、戦争体験の記録として市が記録し、保存することとし、著作権は市に帰属するものとする。

(謝礼)

第7条 戦争体験者の活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録された戦争体験者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録用紙の内容に偽りがあったとき。
- (2) 本人から取消しの申出があったとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

付 則

この要領は、平成28年8月31日から施行する。